

被災地・避難者を支援する市民活動への助成のご案内 — 被災地等支援助成 —

全国各地の被災地の復旧・復興及び神戸市内に避難して来られた方を具体的に支援するための市民活動へ助成を行います。

被災地の状況、神戸市内に避難して来られた方や被災地において復興に取り組む市民団体等のニーズをよくご確認の上、活動をご提案いただくようお願いします。

神 戸 市

目 次

§ 1	申請内容	・ ・ ・ ・ ・	P 1
	「1 対象団体」	・ ・ ・ ・ ・	P 1
	「2 対象活動」	・ ・ ・ ・ ・	P 1
	「3 助成対象期間」	・ ・ ・ ・ ・	P 1
	「4 助成金額」	・ ・ ・ ・ ・	P 1
	「5 助成対象経費」	・ ・ ・ ・ ・	P 2
§ 2	申請手続き	・ ・ ・ ・ ・	P 3
	「1 募集期間」	・ ・ ・ ・ ・	P 3
	「2 提出書類」	・ ・ ・ ・ ・	P 3
	「3 提出方法及び期限」	・ ・ ・ ・ ・	P 3
	「4 提出場所」	・ ・ ・ ・ ・	P 3
	「5 その他、申請に関する注意事項」	・ ・ ・ ・ ・	P 3
§ 3	審査	・ ・ ・ ・ ・	P 4
	「1 公開企画提案会」	・ ・ ・ ・ ・	P 4
	「2 審査結果の発表」	・ ・ ・ ・ ・	P 5
§ 4	採択後の手続き・活動報告等	・ ・ ・ ・ ・	P 6
	「1 採択後の主な流れ」	・ ・ ・ ・ ・	P 6
	「2 活動内容の変更」	・ ・ ・ ・ ・	P 6
	「3 活動報告」	・ ・ ・ ・ ・	P 6
	「4 助成金額の確定」	・ ・ ・ ・ ・	P 6
	「5 助成金の交付」	・ ・ ・ ・ ・	P 7
	「6 助成金交付の特例」	・ ・ ・ ・ ・	P 7
	「7 助成金の取り消し」	・ ・ ・ ・ ・	P 7
	「8 活動記録の保存及び情報公開」	・ ・ ・ ・ ・	P 7
	「9 公開活動報告会の実施」	・ ・ ・ ・ ・	P 7
	「10 その他」	・ ・ ・ ・ ・	P 7

§ 1 申請内容

1 対象団体

全国各地の被災地又は市内で阪神・淡路大震災の教訓を活かした活動ができる団体で、かつ、以下の要件を満たす団体であること。

- 市内に活動拠点があること
- 営利を主目的とした団体でないこと
- 暴力団又は暴力団と密接に関連のある団体でないこと
- 2019（平成31）年4月20日（土）に開催する公開企画提案会に出席できること
- 2020（平成32）年1月～3月に、開催する予定の公開活動報告会に必ず出席できること

2 対象活動

- (1) 全国各地の被災地（災害救助法適用地域、以下同じ。）で行政や市民団体等と連携し、かつ、阪神・淡路大震災の経験やノウハウを伝える活動
- (2) 全国各地の被災地から市内へ避難して来られた方を支援する市内での活動

※ 重複申し込みはできません。

【対象とならない活動】

- ・ 助成対象期間外の活動
- ・ 市又は市の外郭団体から委託・助成金等を受けている活動
- ・ 営利及び学術研究を主目的とした活動
- ・ 宗教的活動、政治的活動

3 助成対象期間

2019（平成31）年4月1日（月）～2020（平成32）年3月31日（火）

4 助成金額

- (1) 全国各地の被災地で行政や市民団体等と連携し、かつ、阪神・淡路大震災の経験やノウハウを伝える活動
→ 上限 50 万円
- (2) 全国各地の被災地から市内へ避難して来られた方を支援する市内での活動
→ 上限 25 万円

※ (1)及び(2)の助成予定総額は、300万円です。

5 助成対象経費

助成対象期間内に行われる活動に必要な経費のうち、以下の経費を助成対象とします。

なお、活動にかかった経費については、活動の完了報告時に原則として領収書の提出を求めます。

ただし、交通費のうち公共交通機関の経費（運賃）で領収書のないものについては、使用した切符の写真や使用者が申請団体に請求・領収した書類で支出の確認をいたします。

- 謝 金 講師等への謝金にかかる経費
- 交通費 運賃、バスのチャーター等集団での移送にかかる経費、レンタカー借り上げ経費、ガソリン代にかかる経費、有料道路通行料等
- 需用費 印刷、発送、記録や消耗品等にかかる経費
- 役務費 保険料、会場設営費等にかかる経費
- 委託料 デザイン等にかかる経費
- 使用料 会場等の使用にかかる経費
- 宿泊費 市外宿泊にかかる経費 [一人1泊5,000円(税込み)を上限]

【助成対象とならない経費】

- ・ 助成対象期間外の経費
- ・ 領収書がない経費（公共交通機関利用時の例外を除く）
- ・ 備品購入代金
- ・ スタッフの人件費
- ・ 住宅の借り上げ料・家賃

§ 2 申請手続き

1 募集期間

2019（平成 31）年 2 月 28 日（木）～2019（平成 31）年 3 月 20 日（水）

2 提出書類

(1) 助成金交付申請書

- ① 全国各地の被災地で行政や市民団体等と連携し、かつ、阪神・淡路大震災の経験やノウハウを伝える活動（様式第 1 号の 1）
- ② 全国各地の被災地から市内へ避難して来られた方を支援する市内での活動（様式第 1 号の 2）

(2) 活動企画書（様式第 2 号の 1）

(3) 活動実績及び計画書（様式第 2 号の 2）

※ ①の活動については、ノウハウ移転の完了に向けた具体的な計画を踏まえて記載してください。

(4) 収支予算書（様式第 3 号）

(5) 団体概要書（様式第 4 号）

(6) 団体の規約（定款等）及び団体の名簿

(7) その他、団体の活動概要がわかる資料（パンフレット等）

※ 資料は A 4 両面で 3 枚を上限とします

3 提出方法及び期限

- ・ 持参の場合：2019（平成 31）年 3 月 20 日（水）午後 5 時 30 分必着
- ・ 郵送の場合：2019（平成 31）年 3 月 20 日（水）消印有効

※ 締め切り直前に提出された場合、申請書類の不備等で受理できない場合がありますので、できるだけ早めのご提出をお願いします。

4 提出場所

神戸市市民参画推進局参画推進部市民協働課

住所：〒650-8570

神戸市中央区加納町 6 丁目 5-1 神戸市役所 1 号館 17 階

電話：078-322-6837

5 その他、申請に関する注意事項

- ・ 申請にかかる経費は、申請団体の負担とします。
- ・ 申請書の内容について、公開企画提案会前に確認（ヒアリング）を行う場合があります。
- ・ 提出された申請書類一式は返却いたしません。

§ 3 審査

1 公開企画提案会

公開企画提案会・選考会を開催し、申請活動の公益性、計画性、効果について審査項目に基づき、総合的に考慮して審査します。

(1) 公開企画提案会日

2019（平成 31）年 4 月 20 日（土）に開催する予定です。

※ 具体的な開催日時・場所等については後日申請団体に通知します。

※ 申請書を提出されても、当日欠席された場合、審査対象から除外し、不採択となります。

(2) 審査項目

- ① 全国各地の被災地で行政や市民団体等と連携し、かつ、阪神・淡路大震災の経験やノウハウを伝える活動

審査項目	審査内容
①公益性 10点	・ 解決に取り組む活動は被災地の連携団体にとって必要性の高い課題か。
	・ 活動は被災地の連携団体を通して多くの方への支援につながるか。
②計画性 20点	・ 被災地のニーズを適切に把握するとともに、連携団体との調整ができています等、事業計画に具体性があるか。
	・ 申請団体は活動を遂行する能力があるか。
	・ 経費の積算は、効率的で妥当なものか。
③効果 20点	・ ノウハウ移転の完了に向けた具体的な計画となっているか。
	・ 被災地の連携団体の課題やニーズに対して、効果的に対応できるか。
	・ 神戸ならではのノウハウを活かした活動を行うことによって、被災地の連携団体にノウハウが残るか。被災地の連携団体が今後被災地で行う復旧・復興に向けた活動に役立つか。
	・ 若手に学ばせる等、被災地で得た経験を持ち帰り活かすことができるか。
	・ 新たな視点をもった活動か。

② 全国各地の被災地から市内へ避難して来られた方を支援する市内での活動

審査項目	審査内容
①公益性 10点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 解決に取り組む活動は必要性の高い課題か。 ・ 活動を行うことでより多くの方への支援につながるか。
②計画性 20点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難者が抱えている課題やニーズを適切に把握するとともに、関係団体との調整ができている等、事業計画に具体性があるか。 ・ 申請団体は活動を遂行する能力があるか。 ・ 経費の積算は、無駄のない妥当なものか。 ・ 避難者支援の段階的な達成目標が設定されているか。
③効果 20点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 活動を行うことで避難者の現状の課題解決につながり、今後の生活に役立つものか。 ・ 申請団体に避難者支援活動のノウハウを残す工夫がされているか。 ・ 避難者が市内の地域団体とつながりを持ち生活していけるよう、支援が行われているか。 ・ 神戸ならではのノウハウを持っていて、それを活かした活動か。

※ 採点を集計した結果、満点の50%以下の審査項目が1つでも該当する場合は「不採択」とさせていただきますので、ご了承ください。

(例) 公益性の場合

満点：10点×5人（選考委員数）＝50点 ⇒ 25点以下で不採択

2 審査結果の発表

神戸市は、選考委員の意見を受け、申請内容を総合的に審査し、採択活動及び助成金交付予定額を決定します。採択した団体には「採択及び助成金交付予定額通知書」を、不採択となった団体には「不採択通知書」を、公開企画提案会より15日前後に、それぞれ文書により通知します。

また、審査の結果、申請額から減額して採択する場合や、より良い活動をしていただくため、採択条件を付して採択する場合があります。

§ 4 採択後の手続き・活動報告等

1 採択後の主な流れ

選考委員の意見を受け、神戸市が採択活動と助成金交付予定額を決定



採択及び助成金交付予定額通知書の交付

(活動実施中)

活動内容の変更がある場合、計画変更申請書の提出【§ 4-2 参照】

概算交付の必要がある場合、助成金概算交付申請書・請求書の提出【§ 4-6 参照】

二重線は団体側の提出物



活動終了後、活動完了報告書の提出【§ 4-3 参照】



報告書精査後、助成金交付額確定通知書の交付【§ 4-4 参照】



助成金交付請求書を提出【§ 4-5 参照】



助成金の交付

2 活動内容の変更

- (1) 採択された企画・活動内容は、神戸市の承諾なく変更することはできません。企画・活動内容に変更が生じる場合は、事前に報告してください。
- (2) (1)の場合において、企画・活動内容に大きな変更があるときは、計画変更申請書（様式第7号）を提出していただきます。
※ 活動企画書、活動実績及び計画書、収支予算書の添付が必要です。
- (3) 計画変更申請書の提出があったときは、変更内容について選考委員会で改めて意見を聞いた上で、神戸市が総合的に判断し、文書によりその適否を通知します。この場合、変更内容によっては助成金交付予定額を減額することがあります。

3 活動報告

活動完了日から20日以内又は2020（平成32）年4月10日（水）のいずれか早い日までに、以下の活動終了に関する報告書を提出してください。

- 活動完了報告書（様式第5号）
- 収支決算報告書（様式第6号）
- 領収書
- 記録写真、パンフレット、チラシ等活動内容のわかる資料

4 助成金額の確定

助成金額は、活動終了に関する報告書の提出を受けた後、その内容を審査の上、助成金交付予定額の範囲内で決定します。確定金額は助成金交付額確定通知書により、各団体に通知します。

5 助成金の交付

助成金の交付は、団体からの助成金交付請求により行います。助成金交付額確定通知書を受け取った団体は、助成金交付請求書（様式第9号）により、すみやかに助成金を請求してください。

6 助成金交付の特例

活動終了前に助成金が必要な場合において、請求書・領収書等により支出金額の確認ができるときは、以下書類を提出することにより、前もって助成金交付予定額の一部を請求することができます。請求する時期・手続き等については別途ご相談ください。

- 助成金概算交付申請書（様式第8号の1）
- 助成金概算交付請求書（様式第8号の2）
- 請求書等、概算交付申請金額の根拠が分かる書類（任意様式）

7 助成金の取り消し

以下のいずれかに該当する場合は、助成金交付の一部もしくは全部を取り消す場合があります。

- 助成金の申請に関して虚偽又は不正の事実があるとき
- 助成金を助成対象活動以外に使用したとき
- 助成金交付の条件その他神戸市「協働と参画」推進助成に関する要綱の規定に違反したとき
- 神戸市「協働と参画」推進助成に関する要綱第17条に定める調査及び是正措置要求に従わないとき

8 活動記録の保存及び情報公開

活動終了に関する報告書等活動に関する書類は、2025（平成37）年3月末日まで保存し、団体の事務所等に備え置いてください。また、団体及び活動関係者その他利害関係者から閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、閲覧させてください。

9 公開活動報告会の実施

活動の成果や反省点等について発表する公開活動報告会の開催を、2020（平成32）年1月～3月に予定しています。日時・場所等の詳しい内容は、決まり次第お知らせしますので、必ず出席してください。

10 その他

- ・ 協働と参画の取り組みを広く紹介・発信するため、活動内容等を神戸市のホームページ等に掲載する場合があります。活動の取材にご協力ください。
- ・ 採択された活動について、団体の概要や活動内容を随時ヒアリングさせていただくことがあります。
- ・ 神戸市に提出された各種書類については、個人情報保護の対象となる部分を除き、公開される場合がありますので、予めご了承ください。

◎お問い合わせ、申請書提出窓口は...

神戸市 市民参画推進局 参画推進部 市民協働課

〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5-1 (神戸市役所1号館17階)

TEL: 078-322-6837

FAX: 078-322-6115

e-mail: plat@office.city.kobe.lg.jp

open: 午前8時45分～午後5時30分(月～金・祝日除く)